

# やないづ 議会だより

第134号  
平成25年(2013)  
3月定例会報告  
発行日：平成25年5月15日  
福島県柳津町議会  
(0241)42-2390  
編集：議会広報編集委員会

3月定例会……3月6日～15日

第1回臨時会……1月17日 第2回臨時会……2月20日

## 議案審議

予算・条例…… 2

## 一般質問

- 平成25年度予算
  - 放射性物質の除染
  - 中学校の統合
  - 適正配置に向けた職員の採用
  - 今後の財政見通しと町予算の対応
  - 西山支所周辺のプラン
  - 安心して暮らせる町づくり
    - 町政懇談会
- 8議員が問う！……6

監査指摘事項措置状況…… 13



柳ヶ丘住宅団地・見学（平成25年3月15日）

# 平成25年度当初予算 総額49億1,256万円

○一般会計34億2,000万円

○特別会計14億9,256万円

昨年度当初予算額より3,984万円の減

予 算 名	予 算 額	前年度当初との対比
一 般 会 計	34億2,000万円	2.0%の減
土地取得事業特別会計	1,366万円	0.3%の減
国民健康保険特別会計(事業勘定)	5億4,750万円	2.1%の減
国民健康保険特別会計(施設勘定)	7,950万円	5.9%の減
後期高齢者医療特別会計	5,190万円	3.0%の減
介護保険特別会計	4億2,700万円	1.4%の増
簡易水道事業特別会計	1億6,940万円	40.5%の増
町営スキー場事業特別会計	1,330万円	23.1%の増
農業集落排水事業特別会計	9,320万円	4.9%の減
下水道事業特別会計	9,070万円	3.4%の減
簡易排水事業特別会計	200万円	23.1%の減
林業集落排水事業特別会計	440万円	8.3%の減

## 審議された議案

### 25年度予算

平成25年第1回3月定例会が、3月6日より15日までの10日間の会期で行われました。

今回の定例会は、平成25年度予算、柳津町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定など50議案が審議されました。

平成25年度当初予算は、予算特別委員会において、主管課長、班長の出席を求め、3月8日から3日間、審査を行った結果、原案どおり可決しました。

なお、次の内容の意見書を付けました。

- 1 原発事故による放射能対策として、住民の安全・安心な生活を守るため、農地や山林も含めた全町的な空間線量のモニタリング調査を行ない、必要な対策を講じること。

また、あいづダストセンターに搬入された、高放射性物質を含んだ溶融ダストの観察を引き続き行ない、今後も汚泥等の搬入については議会や関係機関等と協議すること。

- 2 原発事故による風評被害は、農業や観光に及ぼす影響が大であり、継続して重点的に対策を講じること。

- 3 一般財源を活用した町単独補助事業が増え、財政を圧迫する要因となっている。将来の財源事情を見据えて、公平性、透明性を逸脱することなく、予算の執行に当たられたい。

- 4 役場職員の採用に当たり、長期的な採用計画と職員の適正化計画を立て、大量の退職による事務の停滞、また、町民のサービス低下につながるような人材の育成を含め、円滑な事務執行に当たられたい。

- 5 景観を含めた町の重要な観光資源においては、一貫性の有る計画を立て、予算の執行に当たられたい。

- 6 指定管理制度については7年が経過したが、公共施設の管理も含めて、業務内容等本来の目的に沿った運営の見直しを図られたい。また、復興対策管理委託料は有効に使うべきであって、民間企業に配慮して、目的に沿った事業を進めるべき。

- 7 町税等の未収額は年々増加しており、現在の厳しい行財政の中において自主財源の確保に努め、納税者の公平を欠くことのないよう滞納徴収に取り組み、場合によっては法的手段による対策を講じられたい。

- 8 下水道等の加入率は、約53%と低く、今後維持管理費等に、繰入金を相当支出しなければならぬ現状にあります。町の自主財源も今後益々厳しくなるので、加入率の向上に努めること。

- 9 柳津町民バス運行については、安全運行に努めると共に、ダイヤ・路線等の見直しを図り、乗車率の向上に努めること。
- 10 旧みなどやの跡地利用については、地域や関係団体と十分協議し、利用計画を策定すること。
- 11 医療費について一定の改善は見られたものの、依然として高額傾向に有るので、町民の健康増進を図るため、住民基本検診等の受診率の向上に努め、生活習慣病の予防に取り組み保険医療費の削減を図りたい。
- 12 行政評価事業については、多額の経費を投入していることから、成果を確認し、広報等を利用しての情報を公開することにより、町民の評価が得られるよう透明性のある事業運営を図ること。
- 13 町が単独費で自然災害の被害に対する、生活再建支援金・事業再開支援金の給付に当たり、速やかに支給につ



条例

- 14 多くのイベント事業や補助事業、そして工事請負等があるが、年度内決算を原則とし、効率的かつ適正な予算の執行を図ること。
- 15 細越地区の分譲地については、価格の見直しを含め、早急に完成するよう努めること。又、町所有の遊休地等の利用を検討されたい。

【柳津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定】

介護保険法の改正に伴い、町に委任されることにより定める条例の制定を可決。

【柳津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定】

介護保険法の改正に伴い、町に委任されることにより定める条例の制定を可決。

【柳津町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定】

介護サービスの基盤強化のための介護保険法の改正に伴い、基準定める条例の制定を可決。

【柳津町水道事業に係る布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定】

水道法の改正に伴い、町に委任されることにより定める条例の制定を可決。

【柳津町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定】

道路法の改正に伴い、町に委任されることにより定める条例の制定を可決。

【柳津町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定】

高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い、町に委任されることにより定める条例を可決。

【柳津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定】

道路法の改正に伴い、町に委任されることにより定める条例の制定を可決。

【柳津町準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定】

河川法の一部改正に伴い、町に委任されることにより定める条例の制定を可決。

【柳津町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定】

公営住宅法の改正に伴い、町に委任されることにより定める条例の制定を可決。

【町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正】

附則に次の1項を加える。

22 町長の給料月額額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間第3条第1項の規定にかかわらず、給料月額から当該給料月額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。但し、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

【教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正】

附則に次の1項を加える。

18 教育長の給料月額額は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、第2条の規定にかかわらず、

給料月額から当該給料月額に百分の五を乗じて得た額を減じて得た額とする。但し、期末手当の額の算出の基礎となる給料月額額は、同条に規定する額とする。

【特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正】

第2条に次の1項を加える。

3 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する嘱託員の報酬等は勤務1日について、1万2千円を超えない範囲で町長が別に定める。

【柳津町行政財産使用料条例の一部改正】

柳津町行政財産使用料条例（昭和63年柳津町条例第29号）の一部改正を可決。

【柳津町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部改正】

第3条第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するた

めの法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同条7号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同条第8号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表1その他医療に関する法令等の項対象医療費の欄中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

【柳津町道路占用料徴収条例の一部改正】

第2条第2項第1号中「第11条の7」を「第11条の8」に改める。

※別表（第2条関係）を改める。

【柳津町町営住宅条例の一部改正】

第3条の次に次の1条を加える。

（整備）  
第4条 公営住宅法

（昭和26年法律第193号）に基づく町営住宅及び共同施設の整備に関しては、柳津町町営住宅等の整備基準を定める条例にて定めるところによるものとする。

【柳津町町営住宅等管理条例の一部改正】

公営住宅法の改正に伴い、入居資格者の収入基準について、町に委任されることにより所要の改正を可決。

【柳津町下水道条例の一部改正】

町下水道条例（平成15年柳津町条例第1号）の一部改正を可決。

補正予算

一般会計総額43億5,572万3千円をはじめ、原案のとおり可決。

【一般会計補正】

予算総額から2,705万9千円を減額し、予算総額を43億5,572万3千円とした。

【主なもの】

- ▼財政管理費 7,144万6千円
- ▼企画費 △968万円
- ▼老人福祉費 △1,960万9千円

- ▼農地費 △408万9千円
- ▼林道費 △955万3千円

【土地取得事業特別会計補正】

予算総額から1,350万円を減額し、予算総額を19万6千円とした。

【国民健康保険特別会計補正】

事業勘定の予算総額に117万4千円を増額し、予算総額を5億6,340万円とした。

又、施設勘定の予算総額から516万9千円を減額し、予算総額を8,177万8千円とした。

【後期高齢者医療特別会計補正】

予算総額に36万1千円を追加し、予算総額を5,031万1千円とした。

【介護保険特別会計補正】

予算総額から356万9千円を減額し、予算総額を4億3,254万4千円とした。

【簡易水道事業特別会計補正】

予算総額から214万4千円を減額し、予算総額を1億2,410万9千円とした。

【農業集落排水事業特別会計補正】

予算総額に100万7千円を増額し、予算総額を9,963万8千円とした。

【下水道事業特別会計補正】

予算総額に139万4千円を増額し、予算総額を9,655万3千円とした。

【簡易排水事業特別会計補正】

予算総額から2万1千円を減額し、予算総額を264万1千円とした。

人事

【監査委員の選任】

長谷川和男氏（出倉）の任期が3月31日で満了

することに伴い、目黒忠威氏（野老沢）を選任することに同意。

【副町長の選任】

空席だった副町長に県から派遣された星 正敏氏（安久津）を選任することに同意。

【指定管理者の指定】

地方自治法の規定に基づき、次のとおり指定管理者の指定について可決。

●施設名

柳津町つきみが丘 町民センター

●柳津温泉スキー場

●柳津町森林公園

●柳津町西山温泉

山村公園

●柳津町観光物産館

●団体名

一般財団法人

やないづ振興公社

●指定期間

平成25年4月1日～平成28年3月31日

【農業委員会委員の推薦】

議会推薦の農業委員に角田久一氏（猪鼻）を推薦することを可決。

その他

【辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定】

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、策定する案件を可決。

【柳津町過疎地域自立促進計画の変更】

過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、変更する案件を可決。

【町道路線の認定及び変更】

- 路線番号 3100
- 路線名 大成沢谷滝線

【会津若松地方市町村圏整備組合規約の形式を左横書きとする規約】

地方自治法の規定に基づき、左横書きとする規約を可決。

# 議案審議

〔障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の変更及び障がい者等の介護給付費等の支給に関する審査判定事務の委託に関する規約の変更〕

地方自治法の規定により、会津若松市に委託する審査判定事務の変更、及び委託に関する規約の変更を可決。

## 選挙

〔選挙管理委員会委員及び補充員の選挙〕

委員の任期満了（3月31日）に伴い、選挙を行った結果、次の方々が委員及び補充員に選ばれました。

### 《委員》

▼天野 昭好（牧 沢）

長谷川義一（野老沢）

齋藤 孝一（藤）

伊藤 禎美（黒 沢）

### 《補充員》

▼佐々木憲一（猪 鼻）

鈴木 武彦（大成沢）

横田 一郎（八坂野）

鈴木 東作（琵琶首）

## 陳情

▼平成23年7月新潟・福島豪雨災害による被害を受けたJR只見線の早期全線復旧を求める意見書の提出を求める陳情

### ◎陳情者

只見線活性化対策協議会

会長

竹内

是俊

### ◎審議結果

採択

## 第1回臨時会

（1月17日）

## 条例

〔柳津町町営住宅条例の一部改正〕

別表（第2条関係）

1 町営住宅 長坂第1

の項の次に次のように加える。

柳ヶ丘
柳津町大字柳津
字檀ノ浦甲370番地18
平成24年
15

別表（第2条関係）

2 町営住宅（町単住宅）

大成沢の項を削る。

## 補正予算

〔一般会計補正〕

予算総額に83万円を追加し、予算総額を42億7,278万2千円とした。

### 《主なもの》

▼学童保育費

130万9千円

## その他

〔工事請負契約の変更〕

「町営住宅建設工事」について契約内容に変更が生じたため請負契約を503万7,900円増額し、3億2,003万7,900円に変更する案件を可決。

〔工事請負契約の変更〕

「柳津小学校大規模改修工事」について契約内容に変更が生じたため請負契約を216万3千円増額し、1億7,016万3千円に変更する案件を可決。

## 第2回臨時会

（2月20日）

## 条例

〔柳津町只見川流域豪雨災害復興基金条例の制定〕

平成23年7月の「新潟・福島豪雨災害」からの復旧及び復興のために要する資金を積み立てるための基金条例の制定を可決。但し、平成27年3月31日限りでその効力を失う。

## 補正予算

〔一般会計補正〕

予算総額に1億1千万円を追加し、予算総額を43億8,278万2千円とした。

### ▼財産管理費

1億1千万円

## 議員提出議案

〔柳津町議会委員会条例の一部改正〕

地方自治法の一部改正に伴い、議会委員会条例の一部を改正するもので、議員の常任委員会への所属義務と在任期間を規定するための一部改正を可決。

〔柳津町議会会議規則の一部改正〕

地方自治法の一部改正に伴い、議会委員会会議規則の一部を改正するもので、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができるようになったため一部改正を可決。



# お知らせ

第1回定例会の一般質問は町ホームページで音声をお聴くことができます。  
第2回定例会は、6月12日から14日の予定です。  
皆さん気軽においでください。



2番 伊藤昭一議員

平成25年度予算

Q 3期目の町政に当たり、25年度予算では、どこに重点を置き、どこに町長の特徴を反映させているか？

A (町長)「みんなが主役！笑顔広がる絆のまち」の実現のために、①健康づくりの推進②火災・災害対策の推進③農林業の振興④観光の振興⑤商工業の振興⑥学校教育の充実を重点施策とし、第5次町振興計画の実現に向け、28の施策の中で重点施策を定め予算を編成した。

Q 第5次振興計画は今年度で3年目になるが、これまでに、どの程度実現されたと考えるか？

A (町長)様々な災害があったが、いい方向で進行しているという感触を持つ。

Q もう一度、どうすれば「みんなが主役」になれるのかを再検討すべき。

A (町長) 其々が年相応の役割を担い、満足感を得ることが大切。そのためには、人づくりが重要である。

農業・林業の「短・長期的ビジョン」とその振興策

Q 少子高齢化とともに衰退の一途にある柳津町の農林業、今後の具体的振興策を伺いたい。

A (町長) わが町の環境の中では、稲作を中心としてキュウリ・トマト・アスパラ等の振興作物のブランドの確立が重要。指導機関と連携してハード・ソフトでの支援を進めたい。また、地産や6次化への展開も大きな要素である。地域での集落営農体制を促進し、支援していく。さらに新規就農者が農業

で暮らせる体制づくりに力を注ぎたい。又、林業面でも面的整備の継続を進め、将来的には生産者や事業者が広域的に連携し、二次製品の開発やバイオマス利用等を検討し、町としての支援を考へたい。

Q ライスセンター等の施設利用者が今後、増加する。特に支所地区は顕著である。町としての対応策は？

A (地域振興課長) 後継者問題も含めて、受委託が進んでいる。当然、刈り取りの部分でライスセンター等の利用率が上がると認識している。現状の拡大を検討すべき。

Q 農地の流動化、担い手への集積、大規模経営等で見ると町現状は？

A (地域振興課長) 町としては、各集落や地域のまとまりの中で、行政・JA・関係機

関による「人・農地プラン」の作成を進めたい。

Q 木材価格の低迷によって、伐期を過ぎ、放置されている山林。売れる杉、用材づくり等の勉強会を開催し、林業者に対し、活力を。

A (町長) 先人が残し、守り続けている山林の有効活用できる方向性を探るために、計画的に研究会を開くことにより、農業経営の一手としたい。

一人暮らし及び高齢者世帯に対する「安全・安心」の支援

Q わが町の全世帯数の30%以上が高齢者のみの世帯。どのような現状か。

A (町民課長) 47行政区の内、本庁地区で4、支所地区で6、計10地区で高齢者世帯が5割強。

Q この現状の数字から、ここ数年でかなり増加するものと考えられる。高齢者世帯のためにも、町として統一された基準マニュアルの作成が必要では？

A (町民課長) 町民の皆さんが、こぞって安否を確認していただけるような体制づくりをしていきたい。

Q 全国の自治体で、要綱で定めながら縦横のネットワークづくりを構築している。わが町も、これから、益々高齢者世帯の増加が予想される。幅広い体制づくりが重要であろうと考える。

A (町長) 介護事業者、医療機関はもとより、警察・消防など関係機関と連携を蜜にしながら、高齢者の施策にあたる。

A (町長) 介護事業者、医療機関はもとより、警察・消防など関係機関と連携を蜜にしながら、高齢者の施策にあたる。

A (町長) わが町の環境の中では、稲作を中心としてキュウリ・トマト・アスパラ等の振興作物のブランドの確立が重要。指導機関と連携してハード・ソフトでの支援を進めたい。また、地産や6次化への展開も大きな要素である。地域での集落営農体制を促進し、支援していく。さらに新規就農者が農業

A (町長) わが町の環境の中では、稲作を中心としてキュウリ・トマト・アスパラ等の振興作物のブランドの確立が重要。指導機関と連携してハード・ソフトでの支援を進めたい。また、地産や6次化への展開も大きな要素である。地域での集落営農体制を促進し、支援していく。さらに新規就農者が農業

A (町長) わが町の環境の中では、稲作を中心としてキュウリ・トマト・アスパラ等の振興作物のブランドの確立が重要。指導機関と連携してハード・ソフトでの支援を進めたい。また、地産や6次化への展開も大きな要素である。地域での集落営農体制を促進し、支援していく。さらに新規就農者が農業

○平成25年度予算

○農業・林業の「短・長期的ビジョン」とその振興策

○一人暮らし及び高齢者世帯に対する「安全・安心」の支援



6番 横田善郎議員

○今後の財政見通しと町予算の対応

○いじめに対する対応

○グループホームの設置計画

今後の財政見通しと町予算の対応

**Q** ここ4年ほど潤沢だった交付税や交付金。国の財政事情から一転、減額が予想される。今後、町が重点事業をどのように実現するのか？

**A** (町長) 25年度交付税は前年比2.2%の減、26年度以降も削減が予想される。予算編成に際し、振興計画施策優先度評価をし、優先度を定めて実施している。交付税の削減が確定的な中、財政の健全化を進め、歳入歳出のバランスを保ち、事務の執行に努める。

**Q** 町の財政力指数は、19.0。これだけ財政力が低いとすれば、町の予算規模を縮小せざるを得ない。今後、どのような町民に対するサービスが維持できるのか？

**A** (町長) 起債・借金と町の財産・貯金、それらを比較しながら、財政は健全化している。町民サービスが低下しないような体制づくり。

**A** (総務課長) 25年度の当初予算については、町を一日でも早く以前に戻すとして、復興対策にも具備している。削減できるものは削減し、緊急性の高いものには投資をしていく予算の基本方針で臨んでいる。

**Q** サービスを低下させないと言いが、予算削減で狙われるのが、人件費。健全な人員の適正化計画を持つべき。

**A** (総務課長) 以前、管理計画は存在したが、実態に合わない状況。新たな行政課題に対応するため、住民と行政との役割分担等、新たな定員適正化計画を立て、行政サービスの維持に努めたい。

いじめに対する対応

**Q** 全国的に社会問題化しているが、学校や教育委員会は、どのように対処しているのか？

**A** (教育長) 町内の小中学校において数件の発生が報告されている。その子供の立場に立っていじめであると判断されれば、いじめたとされる子供たちに必要な指導を行った。教育委員会としては、学校からの相談を受けているので、適切な指導を進めるよう指導助言を行った。

**Q** いじめは犯罪だと、これは認識すべき。さらに地域社会で子どもを守っていくことが必要。

**A** (教育長) 早期発見、早期対応に努めているが、地域の方々の関わりをできるだけ増やす仕組みづくりも検討したい。

**Q** 本会議において、公聴会や参考人招致をせざるを得なくなつた場合、教育委員会の協力は、可能か？

**A** (教育長) 教育委員会の教育のレベルが全体の中で議論すべき中味になっていく傾向にある。今後、法改正等も実施されると思われるので、動きを注視しながら、検討を進めたい。

**Q** 教育も行政の一環。学校とか地域社会の健全化の指導力の発揮、これは町長がすべき。国を挙げての対応を迫られている中で、教育委員会と共に対応すべき。

**A** (町長) 人づくりは正にわが町の大事な一面。教育委員会と呼吸を合わせながら行政を進めていく。

グループホームの設置計画

**Q** 平成25年度重点計画の中に民設民営による計画が出されたが、高齢者福祉計画の位置づけや施設の設置計画、町の関わり等、伺います。

**A** (町長) 23年度の整備を目指したが、諸般の事情により整備が困難となつたため、第5次介護保険事業計画へ繰越しての整備となつた。原則として、町民のみが利用できる地域密着型の施設で、25年度内の開所を目指している。

**Q** 運営に際しては、町はどのように関わっていくのか？

**A** (町民課長) 県からの補助金をもって民間が運営していく中で、町としては県の指導を十分に聞きながら、民間を指導していくという形をとっていきたいと考える。



10番 小林 功議員

放射性物質の除染

**Q** 震災や事故からの復興には、放射性物質を取り除く除染の推進が欠かせない。柳津町におけるモニタリングの結果や除染の進捗状況並びに今後の対応は？

**A** (町長) 原発事故直後の23年6月から町独自の調査を、町内73ヶ所で毎月1回実施。その結果を広報紙において公表している。その数値は平均で23マイクロシーベルト未満であり、除染を実施する基準以下。しかし、24年度に側溝などの除染を希望した4つの行政区で実施した。今後は、空間線量測定を定期的に継続して行い、モニタリングの公表に努める。

**Q** 23年12月の汚染状況重点地域の指定に際し、当町は指定の申し入れをせず、2ヶ月後に追加指定を受けた。この経緯は。

**A** (町民課長) 風評被害関係等を考慮し、12月の段階では希望しなかった。その後、各町村の動向や町民との協議を進めた中で、安心・安全のために指定を受けた。

**Q** 追加指定の際に、「柳津町は特に放射線量が高い。」という誤解を招く結果となった。除染費用は全て国の負担なのに、なぜ実施しないのか？

**A** (町民課長) 全体的に、約3千ヶ所の調査をしているが、基準値より低いということ、環境省とも協議し、除染計画等は出していない状況。

**Q** 国の基準値の0.23マイクロシーベルトを超える地点が8ヶ所ある。町民の安心からすれば除染すべきでは。

**A** (町民課長) 部分での数値は超えているが、面的な数値は基準値以下であるため、環境省との協議で除染計画に入れなかった。

**Q** 放射性物質は、自然界で雪や雨によって一定の場所に集まり、風に乗って移動もする。雪解けを待つて除染計画に着手すべき。

**A** (町民課長) 基準値に近い箇所が23地区あることから、雪解けを待つて再度調査したい。

新潟・福島豪雨災害の検証と防災対策

**Q** ①新潟・福島豪雨災害の検証結果とそれに伴う防災対策は？②只見川流域豪雨災害復興基金の概要と目的は？

**A** (町長) まず、河川情報の見直しで、東北電力及び電源開発所有のダムからの情報提供が柳津ダムのみであったが、上流ダムからの情報も取得し、初動体制の早期確保が可能。更に、災害防止に向けた取り組みとして、①ダムの下流への放流量低減対策を毎年6月21日から10月10日まで

運用。②調整池の堆積土砂を今後も排除。③平成25年度までに被災施設の原形復旧。新たな河川整備計画も平成26年度まで実施④下平地区の排水対策を策定し、排水ポンプ整備予定。

復興基金は、被災した町民の方々の生活再建支援と復興関連事業を目的とした基金で、平成26年度までの期限付き。

**Q** 下平地区の冠水。水門の閉門の遅れが大きな原因では。29日の19時から冠水が始まったが、閉門の指示は21時。この時間差、災害本部は何を。

**A** (建設課長) 実際は、まめに国道・瑞光寺橋から監視していた。閉門が遅れたのではなく、結果に基づいて閉門した。

**Q** 被害者の疑念を払拭するには第三者機関による検証を行い、今後の防災に活かすことが大切。

**A** (町長) これについては県の建設関係と立会いの下、「暗渠排水の改良等の対策を講じることが重要である」という対策を見出している」ことから、検証は実施しない。

**Q** 26年度に「可搬式の大型ポンプ」の予算を考えていると聞く。下平地区に現場設置型のものを考えては？

**A** (総務課長) このポンプの設置は、下平地内の浸水にある。クレイン、ユニック車等での移動となることから、近距離の場所に水防倉庫を設置したいと考える。

**Q** 次回の住民説明会、及び復興基金・支援金交付説明会の開催時期は？

**A** (総務課長) 東北電力(株)の被災地域調査の終了を待つての開催となる。又、支援金等の説明会も早く開催し、支援に入っていくたい。



7番 鈴木吉信議員

○国・県の支援事業による漆峠地区の集団移転  
○西山支所周辺のプラン

国・県の支援事業による漆峠地区の集団移転

**Q** 漆峠地区の皆さんと話し合いをしていると聞くと、大成沢行政区との問題も発生するかと思うが、現在の取り組みと進捗状況を伺う。

**A** (町長) 漆峠地区は7世帯・12人で、高齢化率67%。現在、地区の方々の意向を確認している。交通事情や冬期間の雪の課題など、生活上で多くの不安を抱えている。速やかに対応したい。又、大成沢行政区との問題が発生とのことだが、課題の整理や移転の内容・方法については、25年度から調査に入る。

**Q** 町長の考えとして、冬期間だけの移転になるのかどうか？

**A** (町長) 国・県を交えて中で、全ての機能を移転させたいと考える。

**Q** その移転先は、大成沢の分校跡地なのか、本庁地区なのか。

**A** (町長) 峠地区の皆さんが希望する移転先を見つけてやれる方法を考えたい。

**Q** 私心配するのは、今後、同じような問題が発生するのではないか。そのことから、この問題は先駆者の移転として考えるべきである。但し、西山地区は過疎が進んでいることから、大成沢でなくても西山地区での移転にすべきと考えるが。

**A** (町長) これは西山とか柳津という問題ではない。そこにいた皆さんの思いが中心。只、柳津町をふるさととして生活出来るような状況をつくってやりたい。確かに将来、そのようになつてくると思われるので、この集団移転は一つのモデルになるような形にしたい。大成沢地区の皆さんにもご理解いただけるものと思う。

移転の内容等については、漆峠地区がまとまったならば、大成沢地区との話し合いを持って移転の調査をすべきと考えるので、検討したい。

西山支所周辺のプラン

**Q** 町長は12月の定例会において、西山保育所の耐震性の問題から、西山支所・診療所・JA会津みどり西山支所、この4つの施設を1ヶ所にまとめたいと答弁されたが、現在の考えと今後の取り組みは？

**A** (町長) 西山診療所は昭和46年度、保育所は48年度、地域交流センターは54年度に建設。西山保育所は耐用年数も経過するなど、子供たちの安全を考えると、早急な対策が必要。施設を集中することにより、子供から高齢者までの効果的な行政サービスが可能となることから、平成25年度に調査を開始したい。

未来を担う子供たちに、安全な施設で十分な保育を受けてもらうことは、早急に対応すべきと思う。具体的に、今、計画している場所は？

**Q** (町長) 西山支所周辺を考えているが、現在の支所の機能が、そして耐用年数等も調査したい。そして、JA支所の周辺は、全部が町の土地であることから、保育所の新築によりかなりのスペースができる。それにより、砂子原地区の防災拠点としての活用も。それも踏まえながら、支所機能の集約化を考えている。

**Q** 町長が調査対象としている場所は、面積として、かなり狭い。西山地区の今後を考えると、その計画がいいのか、又、デイサービス等の機能を持った施設も必要では？

**A** (町長) 確かに西山地区には、そういった機能を保育所と併

設すれば、いいと考えるが、耐震性の問題から、保育所は早急に解決し、その後、推移を見ながら対応する。

**Q** 前に老人福祉施設の話があり、これが断念されたが、やはり西山地区には必要と感ずる。25年度の調査に際し、再考することはないのか？

**A** (町長) やはり距離的な問題から、参加事業者がいらない。今、町の福柳苑のサブ的なもの、西山地区に設置するための事業者との話し合いが問題解決の近道なのかと考える。今後の事情は理解していますので、その対策に検討も含めながら、調査していきたい。

**Q** 何とか、本当に西山の方々が、今後、明るい希望を持って、有意義な一生を送ることができるよう、行政の対応を期待したい。

9



3番 齋藤正志議員

中学校統合問題

**Q** 去年の9月定例会でも質問させていただいたが、その後の進捗状況を伺います。

**A** (教育長) 昨年8月に立ち上げた「学校教育に関する調査検討委員会」による検討を重ねた。今後、複数回の話し合いを経て、委員の任期が切れる8月には、報告書として教育委員会に提出される予定。その報告を待つて、教育委員会としての方針を決定したい。

委員各々がどういった方向が望ましいかという考えをまとめて戴いている。

**Q** ということは、教育委員会としての方向づけは、まだ出ていないと思うが、検討委員会での協議状況を伺いたい。

**Q** この質問は、今回で3回目になるが、検討委員会の協議状況を聞く前に、教育委員会として独自の考え方をまとめているのか伺いたい。

**A** (教育長) 5回目の検討委員会がなされ、議論の内容を報告書にての報告を求めたが、多数決で決める性質のものではないと認識。これまでは、3つの議論がある。

**A** (教育長) 検討委員会には事務局として毎回出席しており、教育委員会定例会の中で、話し合いの結果を報告している。それにより、

**A** (教育長) 認識を共有した上で、子供たちへのより良い教育環境を考えることに若干時間を費やすことは、慎

重な協議として理解する。今後の日程の中で、先進地を訪ね、参考にしたいと考える。

**Q** 教育の質の向上、子供たちの人間関係の構築、そして学校経営、更には維持管理等、全てを含め検討する必要がある。誰が最終的に結論を出して、責任を持つてこの問題を進めるのか、最後に結論を出すのは誰なのか、伺います。

**A** (教育長) 方向性を決めるのは教育委員会であると考えている。

**A** (町長) 教育委員会の言葉を尊重しつつも、最終的に、将来の展望のできる判断は、私がしたいと考える。

**Q** 慎重に進めている。ただし、慎重な答えを出していただきたい。

**Q** 3つの方向性が出ていて、3つの方向性がないと感ずるが、

**Q** 12月定例会で町長が示された支所地区の再編について、具体的な考え方を伺います。

**A** (町長) 西山保育所や西山診療所などの施設の老朽化により、修繕を必要とする箇所が増えている。未来を担う子供たちが安全な施設で保育を受け、又、子供から高齢者まで安全なことで、施設を集中することで、支所地区の方々が効果的なサービスが受けられるよう、次年度から調査を進めたい。

**Q** 25年度当初から調査を進めるとの回答だが、老人福祉問題も含めた上での検討を願いたい。

**A** (町長) 支所地区の方々が本庁地区でのサービスを受けるには、大変な労力を要することから、中間点として高齢者施設のサブ的なものが必要と考える。保育所機能も併せ持った場所として、調査検討してい

**Q** 集約すること最大の効果が得られる。もちろん、安心・安全あつてこそのこと。さらに後年度負担がないものを望む。ぜひ、町長の任期中に、このハードに見通しをつけていただきたいと考えるが。

**A** (町長) 様々な問題があるが、ハードの面でかなり動かす部分があるので、ある程度の見通しを立てて、何とか柳津町の5年・10年のスパンで物事を考えられるような体制を作りたい。

**A** (町長) 様々な問題があるが、ハードの面でかなり動かす部分があるので、ある程度の見通しを立てて、何とか柳津町の5年・10年のスパンで物事を考えられるような体制を作りたい。

西山支所地区にある各施設の再編



8番 伊藤 毅議員

## ○安心して暮らせる町づくり

安心して暮らせる町づくり

**Q** わが町でも人口が減少している今、若者たちがこの町に残り、家庭を持ち、家を建て、子供を育てていく際に、安心して生活できる町づくり対策をお聞かせ願いたい。又、新築した場合の家屋の固定資産税、及び保育料は、近隣町村と比較して如何か？

**A** (町長) 定住促進の一環として、若い方が家庭を持ち町に住んでもらえるよう、一戸建て住宅の整備や町営住宅の整備、次世代育成支援の一環として結婚祝い金の支給、子育て支援の一環として出生祝い金の支給、保育料の第3子無料化など多種多様の政策を実施。しかし、近隣町村も同様に、少子化の歯止めになるような特効薬的な事業は見つからない。今後、企業誘致による働く場所の提供・確保など、より効果の期待できる事業を展開したい。

平成25年度予算の町税・約3億8千万円の62%が固定資産税である。家屋はその25%を占める。貴重な自主財源であり、大切にしたい。この家屋に係る固定資産税は、市町村長が地方税法第403条第1項により、その評価基準により価格を決定することとされている。全国的な統一と市町村間の均衡を維持するために総務大臣が法律の委任を受けて告示し、市町村間の均衡が図られる。

保育料については、国の基準を用い、国より低い金額で設定している。両沼町村の中で比較すると、当町の3歳以上児は平均的な金額だが、3歳未満児については高い水準である。今後、国及び両沼町村の動向を見ながら、必要な対策を講じていきたい。

又、保育料は柳津町は第3子から無料化だが、両沼では高いように見受けられる。対策は？

**A** (総務課長) 新築住宅の軽減措置として、床面積の規定がある。又、所得税の軽減措置があり、所得税で引き切れない分は、町県民税を減額するという有利な制度があるが、広報等によりお知らせしていきたい。

**A** (保育所長) 会津坂下町や三島町が大幅に減額したことにより、3歳未満についてはトップクラスになった。尚、坂下町は今年の4月から、4・5歳児が幼稚園に移るということで、幼稚園と保育所の調整により大幅に減額した経緯があるが、両沼町村の動向を見ながら、今後とも検討したい。

**Q** 固定資産税は、軽減措置もあると聞かす。町民の人に把握してもらいたい。少しでも町に残っていただくような指導を。

**Q** 特効薬を早く見つけて、いまちづくりをして戴きたい。



1番 田崎信二議員

## ○適正配置に向けた職員の採用

適正配置に向けた職員の採用

**Q** 団塊世代の定年退職の時期に伴い、職員の新規採用については町振興計画による目標設定に見合ったものと思う。又、採用に際し、一般職・技術職・専門職をどんな割合で検討採用しているか。

**A** (町長) 適正配置に向けた職員の採用だが、平成20年度から23年度の4年間で18人が退職し、職員構成が若年層化。サービスの低下にならないように計画的にやっていきたい。又、一般職・技術職等の職員については、一般職員の採用により広く事務を理解して、少ない人数で効果的な行政運営と行政サービスの提供を図っている。

**Q** 次に職員数についてですが、効率的に業務遂行ができる適正数は何名だと考えるか。

**A** (町長) 大変に事務量の多い町であるが、今までの町政の中で町民に対するサービス、町民が求める満足度等は、十分であったと考える。

**A** (総務課長) 今年度の町振興審議会でも審議されたが、平均的な人数は70名で現在は67名なので、3名分を他職員で補っていると考える。尚、定員の算定には、単純に類似団体との比較ではなく、町自体の事務量や組織等々を見ながら算定していきたい。

**Q** わが町の生活基盤である農業と観光について指導的なエキスパートが必要なのは？

**A** (総務課長) 小さな自治体では、専門職として限定しては不利益。広い能力を持って、どこ部署でも対応できる、そういった能力が必要。今後も、幅広く対応できる職員の採用と育成を図りたい。

**Q** 事務の迅速と町民への質の高いサービスを提供するには、技術職員が必要では。その採用により、一般的な事務を教えればいいのか。さらに、民間企業等の職務経験者の採用も検討しては？

**A** (総務課長) 今までは、柳津町職員として一般職として採用され、その後しっかりと技術の部分も賄ってきた。今後もこの方法を継続したい。中途採用の件ですが、これは現実的に実施している。そのために年齢をある程度引き上げて、即戦力になる職員を採用。

**A** (町長) これからの柳津町に、専門職がいれば確かに展望が開けるのでは。一歩踏み出せない状況にあるので、民間に等しいところで今年試してみたいと考えている。それによって、大きく一歩踏み出せば、いろんな面で用いたいと考えますので、その辺をご理解願いたい。



5番 菊地 正議員

町政懇談会

**Q** 町長は昨年12月に十数地区を訪れ、「町政懇談会」を開催したが、その際に出された要望は、実際のように対応されたのか。また、「町政懇談会」をどのように位置付けているのか。

**A** (町長) 本年度は10月から12月までの間、町民の方の要望を伺うことを基本に、11地区で町政懇談会及び移動町長室を開催。第5次町振興計画の内容を説明し、広く町民の方々の意見を聞き、町政の執行に反映させる重要なものと位置付けている。25年度予算には、移動町長室で出された要望内容の緊急性などを踏まえ、優先順位を整理して予算に反映させるよう努めている。

**Q** 町政懇談会をやりっ放しでなく、できることはできる、やることはやる。それをすべきと考えるが、次年度

も開催する予定があるのか？

**A** (総務課長) 町政懇談会では、振興計画の内容を説明し、その後地区の要望を聞くという流れである。伺ってきた内容については、予算にできるだけ反映させようと努めている。25年度も総務省で考えている「集落提案型の地域再生」というものがあるので、それを踏まえて実施したい。

公社管理施設

**Q** やないづ振興公社に管理委託している町民センターやせいざん荘の建物は、階段が多く、高齢の利用者は、大変不便を感じていると聞く。これらの施設の改善を要望したいが。

**A** (町長) つきみが昭和51年9月に建設。高齢者の方々の体の不自由な方が利用し易いように、エレベーターの設置

も考えているが、せいざん荘も含めた指定管理施設についても、今後も調査対応していきたい。

**Q** せいざん荘の現状を見る限り、雪国としての対応は疑問。どのように対応されるのか。

**A** (地域振興課長) 冬期間の問題、或いは屋根や軒先の部分もあるが、全体的なものも含め、今後の維持管理、経費節減につながるような部分で対策できるように対応する。

**Q** 25年度に露天風呂の改修を計画しているが、現在のお湯で間に合わせるのか、新たにポーリングするのか、伺いたい。

**A** (地域振興課長) 今、現状を基礎に設計を進めているが、地元の関係者の方々と、湯量や温度の問題を含め、協議した中で進めていきたい。

町政懇談会  
公社管理施設

# 監査公表

## 監査公表第1号

平成24年度に監査委員が指摘した事項について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、柳津町長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年5月15日

柳津町代表監査委員 長谷川 和 男

柳津町監査委員 伊藤 毅

柳 総 第 93 号

平成25年3月25日

柳津町代表監査委員 長谷川 和 男 様

柳津町監査委員 伊藤 毅 様

柳津町長 井 関 庄 一

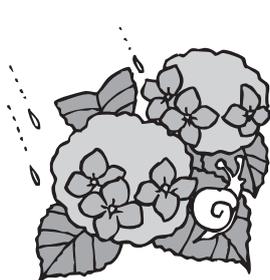
平成24年度における監査指摘事項のうち措置を講じた件について  
平成25年2月22日付柳監第4号で通知のありましたこのことについて次のとおり報告いたします。

平成24年度監査委員による指摘事項のうち措置を講じたものの調書

指摘事項	措置状況	指摘事項	措置状況
<b>指摘月日：平成24年5月25日（例 月）</b>		<b>指摘月日：平成24年7月24日（決算審査）</b>	
歳入歳出外の雑入において、給料控除分の他町村の町県民税他について、調定がされてないので、今後調定すること。尚、工事契約保証金についても同様であること。	指摘のあった、例月出納検査以降に関係各課等と連絡調整を実施し、4月に遡及して調定・支出を実施している。	<b>行政評価事務については毎年説明を求めても満足な説明がなく、業者への支払いだけとなっているので中止を求める。</b>	昨年度までは研修は研修として実施し、その後に個人に依存していた成果品については、24年度から研修のみではなく、その場で成果品まで作成する実地研修とするなど、やり方を改善している。ようやく、事務事業評価と予算編成の連結が可能となってきた。事務事業を振り返ることで優先度を確定し、その内容を新年度予算に反映し、町の重点事業となった。
<b>指摘月日：平成24年7月23日（決算審査）</b>		<b>保育料の不納欠損の実施</b>	2名17件・189,160円の不納欠損を行った。
人事評価制度で能力向上を図っているが、通常業務の基本的な部分の研修強化を図る必要がある。条例規則の研修強化を求めます。	条例の制定、改正案作成の精度を上げることと効率化のために導入した例規システムについての説明及び条例案の作成に係る基本的事項について、全職員を対象とした研修を実施した。今後は担当職員による研修を予定。 業務の基礎的研修は、自治研修センターにおいて研修受講を実施。 財務会計の研修は、25年度内実施を予定。	<b>指摘月日：平成24年7月31日（例 月）</b>	
		<b>決算審査においても各課指摘したが、調定の時期、支出負担行為の起票の時期が全般的適切さを欠いた件数が多かった。過去に総務課長が全職員に通知した事務処理について再度出納機関でも指摘されたい。</b>	平成22年3月11日付で総務課長通知、及び平成23年10月26日付、総務課長名で全職員に通知済。尚、本年度財務規則の内容等について見直しを実施しているので、25年度には、説明会等を実施したい。

指摘事項	措置状況
<b>指摘月日：平成24年10月23日（定期監査）</b>	
やないづ振興公社の25年4月1日一般財団法人化について万全を期されたい。	電子申請により法人化移行の手続きも完了し、県の指導の下に、4月1日一般財団法人として設立されることとなっている。
今後どのような人事管理について、定員適正化管理計画を早急に整備するよう指摘する。	25年町議会定例会で答弁したが、事務事業の見直し、組織機構の見直し、民間委託、住民との役割分担及び職員の人材育成並びに事務事業評価の6つのポイントを考慮し、24年度中を目指したが、策定に至らず、25年度中に策定し、26年度の人事に生かせるようにする。
町税の減収が見込まれる中で、徴収強化と課税客体把握の強化に万全を期されたい。	24年度中も会津地域地方税滞納整理機構に加入し、特別滞納整理チームとして県からの職員派遣、及び町職員の県税部での徴収実地研修を行うなど、27年度まで継続される同機構に加入し、滞納整理の強化に努める。 課税客体の把握についても、指摘のとおり法人の把握に努め、納付されているので、さらに課税客体の把握についても強化する。
<b>指摘月日：平成24年11月1日（定期監査）</b>	
縄文館及び陶芸教室の改善	①縄文館については、文化財保護審議委員会で展示室の有効利用を考え、1階を展示室に2階を体験室にし、25年度は講師を招き、復元教室等の開催並びに作品の展示替えを計画している。 ②陶芸教室については、25年度は廃止することで決定。尚、クラブ員による自主活動は実施したいようだが、陶芸教室は独占しない。又、講師料も予算計上していない。

指摘事項	措置状況
生涯学習事業の見直し	社会教育委員会で協議した結果、①青少年教育のジュニアサマーキャンプと子どもチャレンジ、ジュニア英会話教室を子どもチャレンジ事業1本に統合②中央成人学級は内容検討し悠友倶楽部に③陶芸教室を廃止④文化団体の育成では文化協会加入団体数を5名以上の団体とすることを25年度から履行することで決定。（文化協会承諾済）
<b>指摘月日：平成24年12月25日（例 月）</b>	
資金繰りが非常に厳しくなるものと予測されるので、早期にその対応を準備されたい。	資金計画については、会計管理者より2月以降に歳計現金が不足するとの話を受けて、定期運用している基金の解約と一時借入した場合の利子についての比較検討し、一時借入した方が有利であるので、2月8日に3億円、2月27日に1億5千万円を借入している。返済方法は、基金満期による繰替運用。又、臨時財政対策債の3月25日借入を実施して、歳計現金の不足に対応している。
福祉施設の整備に係る事務を遅れることのないよう進めること。又、用地取得及び設計等については25年度中に事務処理されるよう指摘する。	福祉施設の整備については、特別養護老人ホーム福柳苑の増床（30床）を26年度末の開所を目指し、現在、運営主体となる両沼厚生会、設計業者と協議中であり、県にも指導をいただいている。25年度の当初予算では用地の取得費及び基本・実施設計に係る負担金等を計上しており、3月の定例議会終了後から用地の交渉を実施したい。又、設計については、県のヒアリングが9月頃の予定。出来るだけ設計についても早期に完了できるように、関係機関と協議する。
<b>指摘月日：平成25年2月25日（例 月）</b>	
一部特別会計において繰入金のおいて繰入金の事務処理の遅れが見受けられるので、早期の事務処理を指摘する。	繰入金については、3月定例議会での24年度補正予算の議決日の翌日に特別会計の事務担当者に対して繰入の実施を指導した。但し、国保(事業)・後期高齢・介護保険については、人件費等について確定による繰入をするので、出納整理期間中の繰入が発生する。



【広報編集委員】  
 委員長 鈴木 吉信  
 副委員長 齋藤 正志  
 委員 伊藤 静毅  
 磯部 静雄  
 田崎 為浩